第八十一条の見出し中「届出」の下に「等」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項の」を「当該」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　国及び地方公共団体の任命権者は、障害者である職員を免職する場合（職員の責めに帰すべき理由により免職する場合その他厚生労働省令で定める場合を除く。）には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公共職業安定所長に届け出なければならない。

第八十一条の次に次の一条を加える。

（書類の保存）

第八十一条の二　労働者を雇用する事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、第三十八条第六項、第四十三条第九項並びに第四十八条第四項及び第九項の規定による確認に関する書類（その保存に代えて電磁的記録の保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）で厚生労働省令で定めるものを保存しなければならない。

第八十二条第三項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、同条第一項中「より、事業主等」の下に「（事業主、その団体、第四十九条第一項第四号のニイに規定する法人又は同項第七号ロからニまでに掲げる法人をいう。以下この項において同じ。）」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

厚生労働大臣又は公共職業安定所長は、この法律を施行するため必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、国又は地方公共団体の任命権者に対し、障害者の雇用の状況その他の事項についての報告を求めることができる。

第八十五条の二第二項中「第八十二条第一項」を「第八十二条第二項」に、「事業主等」を「事業主等（事業主、その団体、第四十九条第一項第四号のニイに規定する法人又は同項第七号ロからニまでに掲げる法人をいう。以下この項において同じ。）」に改める。

第八十六条第五号、第八十六条の二第二号及び第八十六条の三第五号中「第八十二条第一項」を「第八十二条第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第八十六条の四　第七十七条の二第二項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第九十一条第二号中「第八十二条第一項」を「第八十二条第二項」に改める。

附則第三条第二項中「第七十八条第一項」を「第七十八条第二項」に改める。

附則第四条第八項中「第四十八条第六項」を「第四十八条第八項」に改める。

附則第五条第一項中「同条第六項」を「同条第八項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第六条の改正規定、第五十二条第二項の改正規定、第八十二条の改正規定、第八十五条の二第二項の改正規定、第八十六条第五号、第八十六条の二第二号及び第八十六条の三第五号の改正規定並びに第九十一条第二号の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定　公布の日

二　第三十七条第二項の改正規定、第三十八条第一項の改正規定（「限る。」の下に「第七十九条第一項及び第八十一条第二項を除き、」を加える部分に限る。）、同条に二項を加える改正規定、第四十条の改正規定、第四十三条の改正規定、第四十五条第一項第二号及び第四十五条の二第一項第一号の改正規定、第四十八条の改正規定、第五十四条第五項及び第五十五条第三項の改正規定、第五十六条第七項の改正規定、第七十八条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として一項を加える改正規定（同条第一項第二号に係る部分を除く。）、第七十九条の改正規定、第八十一条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、附則第三条第二項の改正規定、附則第四条第八項の改正規定並びに附則第五条第一項の改正規定　公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

（準備行為）

第二条　この法律による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「新法」という。）第七条の二第一項に規定する障害者活躍推進計画作成指針の策定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。

２　新法第七条の三第三項の規定による助言は、この法律の施行前においても行うことができる。

（政令への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条　政府は、この法律の施行後三年を目途として、新法の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

厚生労働大臣　根本　匠
内閣総理大臣　安倍　晋三

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年六月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第三十七号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律

目次

第一章　内閣官房関係（第一条・第二条）
第二章　内閣府関係等
第一節　本府関係等（第三条―第八条）
第二節　国家公安委員会関係（第九条―第十六条）
第三節　個人情報保護委員会関係（第十七条・第十八条）
第四節　金融庁関係（第十九条―第三十九条）
第五節　消費者庁関係（第四十条）
第三章　総務省関係（第四十一条―第四十九条）
第四章　法務省関係（第五十条―第五十九条）
第五章　財務省関係（第六十条―第六十六条）
第六章　文部科学省関係（第六十七条―第七十三条）
第七章　厚生労働省関係（第七十四条―第百七条）